

令和 7 年 10 月 10 日

部門システム仮想化基盤構築にかかる制限付一般競争入札の募集公告

地方独立行政法人 長崎市立病院機構

理事長 門田 淳



下記について、制限付一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程（平成 24 年規程第 52 号。以下「契約規程」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき公告します。

1. 制限付一般競争に付する事項

- (1) 件 名 部門システム仮想化基盤構築
- (2) 履行場所 長崎市新地町 6 番 39 号 長崎みなとメディカルセンター
- (3) 概 要 医療情報システムに関連する各部門システム等の導入及び更新に必要な仮想化基盤等の構築業務を委託するもの。
- (4) 履行期間 契約日～令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 最低制限価格 最低制限価格は設けない
- (6) 契約保証金 要（契約金額の 100 分 10 以上。ただし、契約規程第 31 条第 1 号または第 3 号に該当する場合は免除）

2. 参加資格

次の（1）から（7）までのすべての要件を満たすこと。

- (1) 契約規程第 2 条第 1 項に規定する者に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札参加有資格者名簿の「コンピュータ機器」に登録のある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 16 条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

- (7) 入札しようとする機器及びソフトウェア等について、仕様書に示した内容に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）及び当機構が求める必要性能を満たすことを証明する書類（以下「機能証明書」という。）を、4の（4）に示す提出期限までに提出し、両書類とも適合することが確認できた者であること。

3. 契約条項を示す場所

契約規程及び契約書については、長崎みなとメディカルセンター2階事務部財務管理課（長崎市新地町6番39号）において閲覧することができる。

4. 入札参加申請等

本入札の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

なお、期日までに上記の書類を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）
- イ 応札仕様書
- ウ 機能証明書

(2) 応札仕様書について

当機構が求める仕様に対しての対応可否等を、仕様書に掲げる番号の順に分かりやすく明示した応札仕様書を作成すること。応札仕様書の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書を提出した者に限り、入札参加資格を有する。

なお、本機構から応札仕様書に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 機能証明書について

納入しようとする機器及びソフトウェア等について、当機構が求める必要性能を満たすことを証明する機能証明書を作成すること。応札仕様書と併せて行う審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた機能証明書を提出した者に限り、入札参加資格を有する。

なお、本機構から機能証明書に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 提出期限 令和7年10月22日（水）17時00分まで

(5) 提出場所 長崎市新地町6番39号 長崎みなとメディカルセンター 2階 地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部財務管理課

(6) 提出方法 持参、もしくは郵送（書留郵便等で配達記録が残るものに限る。）により提出するものとする。

(7) その他

- ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

5. 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認及び応札仕様書等の審査の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和7年10月24日（金）までに通知する。

6. 仕様書等および質疑応答

(1) 仕様書等は、地方独立行政法人長崎市立病院機構ホームページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、事務部財務管理課の窓口で配付する。この場合は、事前に事務部財務管理課へ連絡すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本調達にかかる仕様書等の質疑は質疑応答書により行うこととし、事務部財務管理課へ提出すること。

ア 提出期限 令和7年10月16日（木）17時00分まで

イ 回答方法 参加者の手法に関わる内容を除き、入札参加資格者全員の質疑をとりまとめたうえ、メール又はファクシミリにて参加者全員に回答する。

ウ 回答日 令和7年10月17日（金）

7. 入札書の提出方法等

(1) 提出方法 入札書の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。

(2) 提出期間 令和7年10月24日（金）から令和7年10月29日（水）まで
日本郵便株式会社長崎中央郵便局 必着

(3) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより(2)に記載の郵便局留とすること。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。（再度入札についても、郵便入札とする）

(5) 初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡することとする。

8. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は行わない。

9. 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

10. 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月30日（木）11時00分

(2) 場所 長崎みなとメディカルセンター1階 第3会議室

11. 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札金額が確認できない入札
- (5) 契約規程第 10 条各号に該当する入札
- (6) 本機構所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中「7. 入札書の提出方法等」(3)に記載する郵送方法以外による入札
- (8) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者の入札

1 2. 入札書の撤回等

入札者は、本機構に提出した入札書（本機構に提出期限までに到達したものをいう。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 3. 入札書提出後の入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を届け出なければならない。

1 4. 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

1 5. 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本調達書の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、本機構が定めるくじ方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

1 6. 異議の申立て

入札した者は、入札後、契約規程、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 7. 入札に関する問い合わせ先

長崎市新地町 6 番 39 号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部財務管理課

TEL:095-822-3251（代表） FAX:095-826-8798 E-mail:byouin_keiei@ncho.jp